

いなべ市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 18年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
19年度	45,512	18,679,634	1,368,709	3,516,703	18.8	17.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

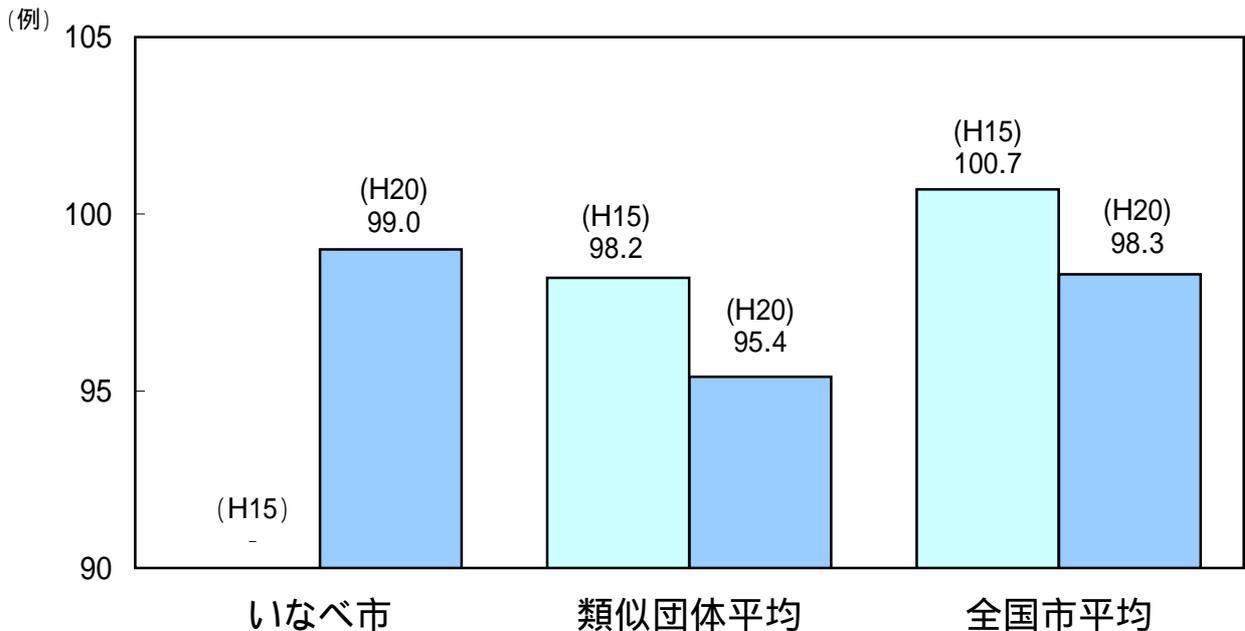
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
19年度	404	1,585,511	250,076	675,915	2,511,502	6,217	6,251

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、19年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

なし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成15年12月1日に新設合併を行った。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（20年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
いなべ市	43.4 歳	350,459 円	411,772 円	387,930 円
三重県	42.7 歳	354,365 円	446,150 円	円
国	41.1 歳	325,113 円	円	387,506 円
類似団体	44.4 歳	340,792 円	404,212 円	376,540 円

技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
いなべ市	51.5歳	39人	237,895円	250,732円	246,385円				
うち学校給食員	55.0歳	14人	257,829円	270,113円	266,613円	調理士	42.1歳	276,600円	0.98
うち用務員	50.3歳	7人	240,986円	251,072円	248,215円	用務員	53.9歳	225,900円	1.11
うち施設職員	49.3歳	18人	221,189円	235,525円	229,940円				
三重県	46.3歳		340,711円	393,590円					
国	48.9歳	4,784人	284,679円	320,623円					
類似団体	48.3歳	31人	279,799円	314,047円	295,984円				

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C / D
いなべ市			
うち学校給食員	4,352,562	3,735,200	1.17
うち用務員	3,978,269	3,227,400	1.23
うち施設職員	3,777,800		

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16～18年の3ヶ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

教育職(小・中学校(幼稚園))

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
いなべ市	51.4 歳	354,682 円	373,187 円
三重県	44.3 歳	399,454 円	454,203 円
類似団体	42.3 歳	315,506 円	345,407 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（20年4月1日現在）

区分		いなべ市	三重県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	149,800 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	133,100 円	144,500 円	
	中学卒			

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(20年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	266,200 円	320,075 円	371,250 円
	高校卒	227,700 円	269,467 円	322,600 円

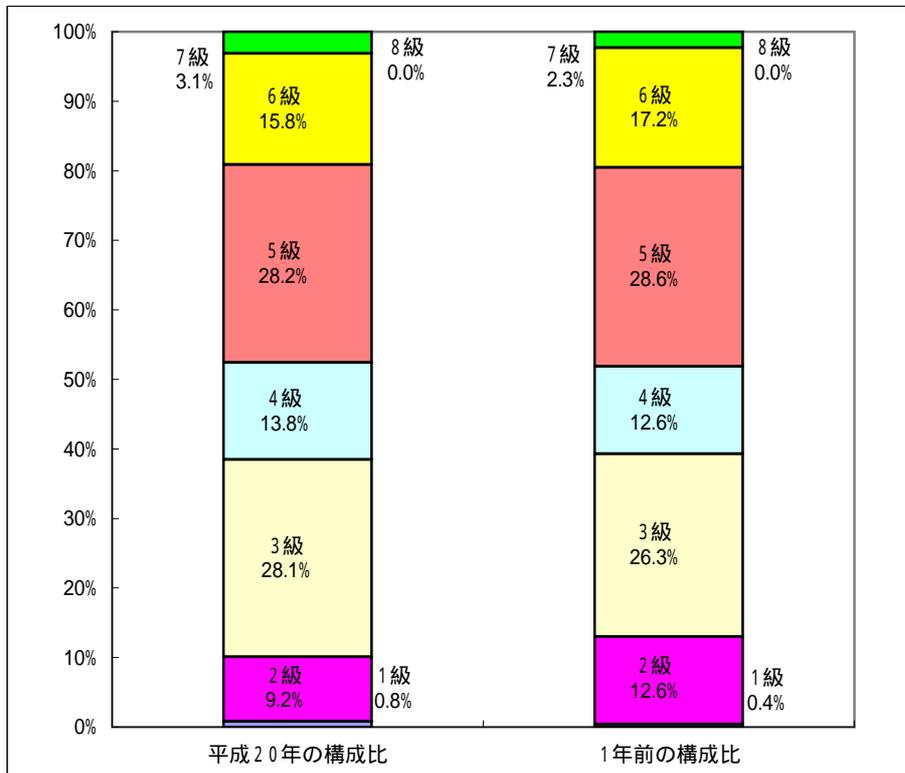
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(20年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	2 人	0.8 %
2 級	主事	24	9.2 %
3 級	主任、主事	73 人	28.1 %
4 級	主幹、主査、主任	36 人	13.8 %
5 級	課長(室長、所長、局長を含む)、特命監、参事、課長補佐	76 人	29.2 %
6 級	次長、課長(室長、所長、局長を含む)、特命監、参事	41 人	15.8 %
7 級	部長、次長、課長(室長、所長、局長を含む)	8 人	3.1 %
8 級	部長	0 人	0.0 %

(注) 1 いなべ市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職務や職責に応じた業務の目標管理を行い、目標の達成度による「業績」と職務を遂行する「能力」から評価する新しい人事管理制度の構築に向けて、平成20年4月から全職員を対象に試行を実施している。
現在は試行の段階にあるため昇給への勤務成績の反映は実施していないが、今後は制度を本格運用することで、評価結果に応じた昇給制度の確立を図っていく。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

いなべ市		三重県		国	
1人当たり平均支給額(19年度) 1,705 千円		1人当たり平均支給額(19年度) 1,899 千円			
(19年度支給割合)		(19年度支給割合)		(19年度支給割合)	
期末手当 3.0 月分 (1.6)月分	勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	期末手当 3.0 月分 (1.6)月分	勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	期末手当 3.0 月分 (1.6)月分	勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～20% 管理職加算15%～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～20% 管理職加算10%～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

職務や職責に応じた業務の目標管理を行い、目標の達成度による「業績」と職務を遂行する「能力」から評価する新しい人事管理制度の構築に向けて、平成20年4月から全職員を対象に試行を実施している。
現在は試行の段階にあるため昇給への勤務成績の反映は実施していないが、今後は制度を本格運用することで、評価結果に応じた勤勉手当の制度の確立を図っていく。

(2) 退職手当（20年4月1日現在）

いなべ市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
<その他の加算措置>			<その他の加算措置>		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額	2,885 千円	22,613 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		50,967 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		121,351 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
県内	3 %	420 人	0 %

(2 2 年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
県内	4 %	0 %

(注) 市の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度 から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当 (2 0 年 4 月 1 日現在)

支給実績(19年度決算)	271 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	14,248 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)	4.4 %		
手当の種類(手当数)	3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等業務手当	防疫等の業務に従事した職員	防疫等業務 動物の死骸処理作業	防疫等業務:日額2,000円 死骸処理 :日額1,000円
大型自動車運転手当	大型乗用自動車の運転に従事した職員	大型乗用自動車の運転	いなべ市職員旅費に関する条例に定める日当の額
福祉業務手当	福祉事務所に勤務する職員	社会福祉業務に関する 現業又は指揮監督を行う業務	日額680円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	80,138 千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	187 千円
支給実績(18年度決算)	65,698 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	151 千円

(6) その他の手当 (20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,000円 ただし 配偶者のない場合の 1人目 11,000円 満16歳～満22歳の子の 加算 5,000円	同じ		46,425 千円	253,691 円
住居手当	【借家、借間】 家賃が8,000円を超え20,000円以下 家賃-8,000円 家賃が20,000円を超える (家賃-20,000円)×1/2+12,000円 支給限度額 27,000円 【自宅】 2,700円	異なる	国 【借家、借間】 家賃が12,000円 を超え23,000円以下 家賃-12,000円 家賃が23,000円 を超え55,000円未 満 (家賃-23,000円) ×1/2+11,000円 家賃が55,000円 以上 27,000円 【自宅】 新築・購入後 5年間2,500円	13,676 千円	67,371 円
通勤手当	交通機関等利用者 運賃等相当額(支給限度額 55,000 円) 交通用具(自動車等)利用者 片道2km以上の距離区分に応じ 3,000円～31,600円	異なる	国 交通用具(自動車 等)利用者 片道2km以上 の距離区分に 応じ2,000円 ～24,500円	25,522 千円	70,114 円
管理職手当	部長・局長級(8級) 61,100円 部長・局長級(7級) 58,300円 次長級(6級) 54,700円 課長級(6級) 41,800円 課長級(5級) 39,200円 特命監(6級) 20,400円 特命監(5級) 19,600円	異なる	国 10級一種 139,300円～ 4級五種 46,300円	29,480 千円	536,000 円
管理職員特別勤務手当	部長・局長級(8・7級) 10,000円 次長級(6級) 8,500円 課長級(6・5級) 7,000円	同じ		471 千円	15,202 円
宿日直手当	一般の宿日直 4,200円 特殊な業務を主として 行う宿日直 8,400円	同じ		9,408 千円	36,324 円
単身赴任 手当	公署を異にする異動又は在勤する公 署の移転に伴い、住居を移転し、やむ を得ない事情により、同居していた配 偶者と別居し、単身で生活することを 常況とし、距離制限(60km)を満たす職 員 25,000円+加算額(職員の住居と配 偶者等の住居との間の交通距離に応 じて加算(上限45,000円)する。)	異なる	国 23,000円+加算額 (加算額は同じ)	千円	円

5 特別職の報酬等の状況(20年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	950,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 市 長	750,000 円	989,000 円 /	612,500 円
	収 入 役	680,000 円	816,000 円 /	576,000 円
報 酬	議 長	495,000 円	680,000 円 /	680,000 円
	副 議 長	420,000 円	528,000 円 /	310,000 円
	議 員	390,000 円	462,000 円 /	275,000 円
期 末 手 当	市 長	(19年度支給割合)		
	副 市 長	4.45 月分		
退 職 手 当	議 長	(19年度支給割合)		
	副 議 長	3.35 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	950,000円×48月×0.416	18,969,600円	任期毎
	収 入 役	750,000円×48月×0.25	9,000,000円	任期毎
		680,000円×48月×0.225	7,344,000円	任期毎

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

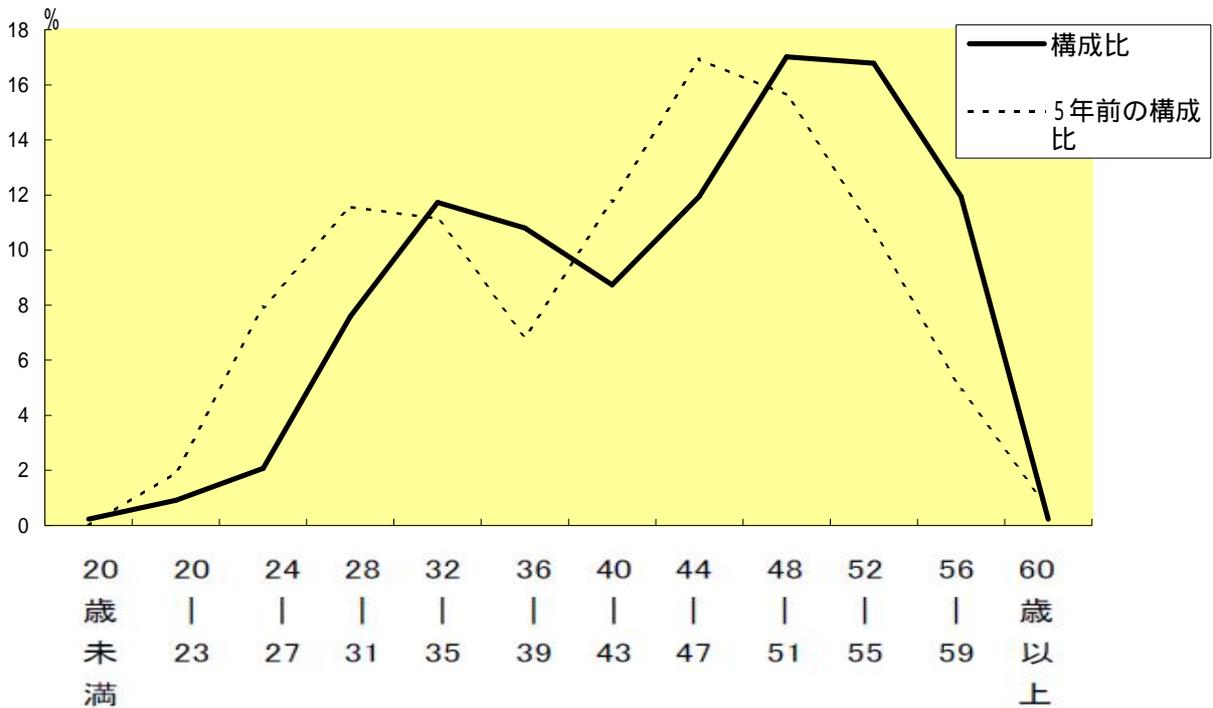
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成20年	平成19年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	5	6	1	
		総 務	103	99	4	
		税 務	20	20	0	
		民 生	120	123	3	
		衛 生	26	28	2	
		農林水産	20	23	3	
		商 工	4	4	0	
		土 木	27	27	0	
	計	325	330	5	<参考>一般行政部門 人口1万人当りの職員数 71.4人 (類似団体の人口1万人当りの職員数 60.91人)	
	教 育 部 門	70	75	5		
小 計	70	75	5	<参考>普通会計部門 人口1万人当りの職員数 86.79人 (類似団体の人口1万人当りの職員数 84.71人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	16	16	0		
	下 水 道	7	8	1		
	そ の 他	17	16	1		
	小 計	40	40	0		
合 計		435	445	10	<参考> 人口1万人当りの職員数97.72人	
		[500]	[500]	[500]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(20年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	1人	4人	9人	33人	51人	47人	38人	52人	74人	73人	52人	1人	435人

(3)定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日~平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
453人	428人	25人	5.5%

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部門	区分	17年	18年	19年	20年	17年~22年計	(参考)数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目		
一般行政	職員数	342	334	330	325	21 (6.1%)	321
	増減		8	4	5		
教育	職員数	78	79	75	70	4 (5.1%)	74
	増減		1	4	5		
公営企業等会計	職員数	33	39	40	40	0 (0.0%)	33
	増減		6	1	0		
計	職員数	453	452	445	435	25(5.5%)	428
	増減		1	7	10		

- (注) 1 計画期間は、17年~22年の5年間である。
 2 ()内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
19年度	1,026,876	10,331	135,085	13.2	10.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
19年度	16	66,848	21,286	28,667	116,801	7,300

(参考)市町村 (政令指定都市を除く) 一人当たり給与費
千円 6,874

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、20年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(20年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
いなべ市	42.8 歳	375,996 円	545,837 円
市町村 (政令指定都市を除く)	45.5 歳	374,552 円	571,242 円
事業者	歳		円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 事業者の基本給、平均月収については、参考になる資料がないため掲載していない。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

いなべ市		いなべ市一般行政職	
1人当たり平均支給額(19年度) 1,792 千円		1人当たり平均支給額(19年度) 1,705 千円	
(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分		(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(20年4月1日現在)

いなべ市			いなべ市一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
<その他の加算措置> 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			<その他の加算措置> 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額		千円	1人当たり平均支給額		2,885 千円
		千円			22,613 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		2,037 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		127,320 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内	3 %	16 人	3 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
県内	4 %	4 %

(注)市の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当(20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)		%	
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

(注)水道事業では、本手当はありません

オ 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	1,945 千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	122 千円
支給実績(18年度決算)	2,847 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	178 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 ただし 配偶者のない場合の 1人目 11,000円 配偶者を扶養親族としていない場合の 1人目 6,500円 満16歳～満22歳の子の 加算 5,000円	同じ		2,353 千円	213,864 円
住居手当	〔借家、借間〕 家賃が8,000円を超え 20,000円以下 家賃-8,000円 家賃が20,000円を 超える (家賃-20,000円) ×1/2+12,000円 支給限度額 27,000円 〔自宅〕 2,700円	同じ		1,199 千円	119,880 円
通勤手当	交通機関等利用者 運賃等相当額(支給限度額 55,000円) 交通用具(自動車等)利用者 片道2km以上の距離区分に応じ 3,000円～31,600円	同じ		1,140,000 千円	71,250 円
管理職手当	部長・局長級(8級) 61,100円 部長・局長級(7級) 58,300円 次長級(6級) 54,700円 課長級(6級) 41,800円 課長級(5級) 39,200円 特命監(6級) 20,400円 特命監(5級) 19,600円	同じ		1,048 千円	524,040 円
管理職員特別勤務手当	部長・局長級(8・7級) 10,000円 次長級(6級) 8,500円 課長級(6・5級) 7,000円	同じ		千円	円
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員 25,000円+加算額(職員の住居と配偶者等の住居との間の交通距離に応じて加算(上限45,000円)する。)	同じ		千円	円

定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
13 人	13 人	0 人	0.0 %

(参考)平成22年4月1日現在における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	13

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要
6(3) を参照